

参議院本会議における安全保障法制案の採決強行に抗議する会長声明

2015年9月19日、参議院において、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案（合わせて「本法案」という）の採決が強行され、本法律が成立した。

日本国憲法は、9条で戦争放棄、戦力不保持及び交戦権否認を定めるなど徹底した恒久平和主義を採用している。よって、我が国に対する武力攻撃がないときにおける集団的自衛権の行使及び武力行使と一体化となる行為については憲法9条に反するものである。

そして、憲法9条で否定されている集団的自衛権行使や武力行使と一体化となる行為を、憲法改正手続によらずに解釈で容認し、法律により変更することは、法律という下位法によって最高法規である憲法を実質的に改正しようとする行為であり、厳格な改正手続を定めた憲法を潜脱する行為である。また、政府や立法府を憲法による制約の下に置こうとする立憲主義の原則に反し、断じて許されるものではない。

集団的自衛権の行使や武力行使と一体化となる行為が憲法違反であることは、多くの憲法学者が指摘し、元長官を含む元最高裁判所裁判官や歴代の元内閣法制局長官も明言しているところである。また、全国の弁護士会が会長声明や集会、パレード等で訴えてきたところであり、市民の中でも憲法違反であることの理解が深まり、多くの市民が本法案の廃案を訴えていた。

当会は、憲法に明白に違反した本法律が成立したことに強く抗議し、本法律の廃止を全力で求め続けるものである。

2015（平成27）年9月24日

佐賀県弁護士会

会長 江崎 匡慶